

四半期会計基準専門委員会での検討状況（第26回）

1. 公開草案のコメント分析を踏まえた文案検討

専門委員会(1月11日)及び委員会(1月12日、23日)でのコメント分析についての審議を踏まえ、25日の専門委員会では主に以下の項目を検討した。

<主な検討項目>

(1) 継続企業の前提に重要な疑義がある場合の注記項目と文案の修正検討

(判断基準、経営計画の取り上げ方を含む)

(2) 四半期決算手続についての四半期会計基準での取り上げ方(文案の修正)

(3) 未実現損益の消去に係る繰延税金資産の会計処理と文案の追加検討【資料3-2参照】

(論点) 未実現利益消去の税効果における売却元の課税所得の限度額

第1案 四半期累計期間の課税所得

第2案 年度の見積課税所得

⇒ 25日の専門委員会では、第2案にすべきという意見が大部分

*第2案を採用した場合、現行の中間における税効果の取扱い(中間連結会計期間の課税所得を限度)の見直しも検討対象となる。

(4) リース会計基準の改正に伴うリース取引の注記にかかる検討(文案の修正)

リース会計基準の改正案では、経過措置としてオフバランスでの開示も一部残る方向(リース適用指針案第76項、79項)であることから、四半期財務諸表上での取扱いを検討した。

リース会計基準の適用指針案の経過措置の適用を受けてオフバランス処理しているリース資産について、契約の解除により、期中に大幅に変動(減少)する場合があります。したがって、当該リース資産が企業集団又は企業の事業運営にあたって重要であり、かつ前年度末と比較して著しく変動している場合には、開示を求めることでどうか。

ただし、四半期会計基準確定時には、リース会計基準及び適用指針の改正は完了していないと考えられることから、四半期会計基準での検討結果を踏まえ、リース会計専門委員会での検討を進めることでどうか。

具体的な対応案は、以下のとおりである。

(借手の場合)

リース取引に関する会計基準の適用指針第 76 項を適用した場合には、未経過リース料四半期末残高相当額及びリース資産減損勘定の金額。なお、未経過リース料四半期末残高相当額は、四半期会計期間の末日後 1 年以内のリース期間に係るリース料の額と 1 年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。

(貸手の場合)

リース取引に関する会計基準の適用指針第 79 項を適用した場合には、リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び四半期末残高並びに未経過リース料四半期末残高相当額。なお、未経過リース料四半期末残高相当額は、四半期会計期間の末日後 1 年以内のリース期間に係るリース料の額と 1 年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。

⇒25 日の専門委員会では、大きく変動している場合には、当該変動金額を記載する形のほうが良いという意見あり

(5)その他

- ・ 表示方法
- ・ 重要性の判断基準

以 上